

核燃料物質使用者（政令第41条非該当）及び核原料物質使用者に関する  
法改正事項説明会  
議事録

1. 日時

令和2年3月19日（木）14:00～15:13

2. 場所

原子力規制委員会 13階D・E会議室

3. 出席者

原子力規制庁

來住 正人	研究炉等審査部門
加藤 翔	研究炉等審査部門
熊谷 直樹	核燃料施設等監視部門
関 ルミ	核燃料施設等監視部門
白井 文雄	核燃料施設等監視部門
伊藤 信哉	検査監督総括課
栗林 直子	保障措置室

4. 議題

- (1) 新検査制度の概要について
- (2) 令和2年度における原子力規制検査の運用について
- (3) 核燃料物質の使用等に関する規則、核原料物質の使用に関する規則について
- (4) 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出の事務手続について
- (5) その他

5. 配付資料

資料1-1 新検査制度の概要

- 資料 2 - 1 令和 2 年度核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく政令第 4 1 条非該当使用者等に対する原子力規制検査の実施について
- 資料 3 - 1 核燃料物質の使用等に関する規則の概要
- 資料 3 - 2 使用者（令第 4 1 条非該当）施設管理の実施例の紹介
- 資料 3 - 3 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド
- 資料 3 - 4 使用者（令第 4 1 条非該当）設計想定事象に係る使用施設等の保全に関する措置について
- 資料 3 - 5 別表第二 核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表
- 資料 3 - 6 別表第六 核原料物質の使用に関する規則の一部改正に関する表
- 資料 3 - 7 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈
- 資料 3 - 8 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出
- 資料 3 - 9 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に関する説明書
- 資料 4 - 1 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に係る届出について
- 資料 5 - 1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）
- 資料 5 - 2 原子力規制検査等に関する規則（検査手数料抜粋）
- 資料 5 - 3 「施設外の場所」（L O F）における保障措置検査について

## 6. 議事録

○來住（研究炉等審査部門） それでは、定刻になりましたので、核燃料物質使用者（政令41条非該当）の事業者の皆様、また、核原料物質使用者の皆様を対象といたしました法改正事項の説明会の放送を開始したいと思います。

私は、原子力規制庁研究炉等審査部門で核燃料物質・核原料物質の使用施設を担当しております來住と申します。本日の司会を担当いたします。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、まず新型コロナウイルスの感染症の発生拡大の事情を踏まえまして、当初計画しておりました説明会を変更して、今回、このような放送形式で実施させていただくこと

となりました。説明会の開催に際しまして、皆様にたび重なる変更連絡等、皆様に大変御迷惑をおかけいたしましたことをこの場を借りてお詫び申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

また、本日の御説明事項につきまして、問い合わせ窓口のほうを設置いたしまして、皆様からの御質問に対応させていただきたいと考えております。

また、御質問いただいた内容とその回答につきましては、取りまとめの上、別途、準備がいき次第、ホームページのほうに掲載を予定しております。

それでは、本日の説明者のほうを紹介させていただきたいと思います。

では、熊谷さんからお願いします。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 私、核燃料施設等監視部門の熊谷と申します。今日はどうぞよろしく願いいたします。

○関（核燃料施設等監視部門） 同じく、核燃料施設等監視部門の関と申します。よろしく願いいたします。

○白井（核燃料施設等監視部門） 核燃料施設等監視部門の白井と申します。実際の原子力規制検査の立入検査を実施する担当でございます。よろしく願いいたします。

○伊藤（検査監督総括課） 検査監督総括課の伊藤といいます。本日は、新検査制度の概要のほうについて説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○栗林（保障措置室） 保障措置室の栗林と申します。よろしく願いいたします。

○加藤（研究炉等審査部門） 研究炉等審査部門で使用を担当しております、加藤と申します。本日はよろしく願いいたします。

○來住（研究炉等審査部門） それでは、本日の議事に従いまして、説明会のほうを進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

本日の御説明事項は次の5点を予定しております。お手元に議事次第をお持ちでいらっしゃるようでしたら、そちらのほうを御覧いただきながら聞いていただければと思います。

まず、1点目でございますけれども、新検査制度の概要につきまして、これが1点目です。それから、2点目が令和2年度における原子力規制検査の運用について。また、三つ目が核燃料物質の使用等に関する規則、また、核原料物質の使用に関する規則に関すること、これが3点目でございます。4点目が、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出の事務手続について。五つ目といたしまして、その他ということでございますけれども、検査の手数料について。また、LOFの国内保障措置の検査の実施に関する事

務連絡ということで予定をしております。

合計1時間程度の御説明のお時間をいただきまして、御説明のほうを進めさせていただきたいと思います。

本日の説明資料でございますけれども、当庁のホームページのほうに掲載しております資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。資料の確認のほうをさせていただきたいと思いますが、大変量が多くて恐縮ですけれども、合計15種類ございます。資料の確認をさせていただきます。

まず、1点目が資料1-1といたしまして、2ページ目でございますけれども、新検査制度の概要。それから、資料2-1といたしまして、令和2年度核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく政令第41条非該当使用者等に対する原子力規制検査の実施について。また、資料の3-1、こちら17ページ目でございますけれども、核燃料物質の使用等に関する規則の概要がございます。資料の3-2でございますけれども、使用者（令41条非該当）の施設管理の実施例の紹介、こちらは18ページ目に掲載がございます。資料3-3でございますけれども、原子力事業者等における使用前事業者検査、それから定期事業者検査、保安のための措置等に関する運用ガイド、こちらは27ページ目のところに掲載がございます。資料3-4でございますけれども、使用者の設計想定事象に係る使用施設等の保全に関する措置についてということで、78ページ目でございます。資料3-5でございますけれども、核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表、また、資料3-6といたしまして、核原料物質の使用に関する規則の一部改正に関する表、それぞれ掲載させていただいております。続きまして、資料の3-7でございますけれども、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈。それから、資料3-8でございます。保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出。資料の3-9といたしまして、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に関する説明書。また、資料の4-1でございます。使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に係る届出について。資料の5-1でございます。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律でございます。また、資料の5-2でございますけれども、官報の抜粋でございます。令和2年1月23日付の官報でございます。資料5-3といたしまして、「施設外の場所」(LOF)における保障措置検査について。以上15種類の資料、大変多くて恐縮でございますけれども、こちらに基づきまして御説明のほうを進めさせていただきたいと思います。

それでは、本日の議事の1点目でございますけれども、新検査制度の概要について、検査監督総括課の伊藤課長補佐から御説明のほうをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○伊藤（検査監督総括課） 検査監督総括課の伊藤です。

では、私のほうから新検査制度の概要ということで説明をさせていただきます。

パワポのページ数でお話しいたします。まず、1ページ目です。検査制度の変遷のほうをお話しいたします。まず、2017年4月にこの検査制度の見直しを記載しました新しい炉規法のほうを改正し、成立しております。今年の4月、来月4月からその本格運用が始まるというところでございます。それまでにフェーズを区切りながら試運用をやっていきまして、我々検査官の習熟ですとか、あとは評価の仕方、あとは事業者が取り組まなきゃいけないフリーアクセスの運用の仕方ですとか、そういったところを我々のほうが実際現場でいろいろと試行しながらやってきたというところでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページ目です。これまでの検査制度をちょっと振り返ってみますと、赤枠で書いているところですが、まず、検査が極めて限定的であったということが課題となっております。例えば保安検査を見ますと、年に4回、四半期に1回のタイミングで実施してきたというところ。逆に言うと、それ以外のところで保安検査を実施はしておりません。

あとは、2ポツにありますけれども、さまざまな検査がありまして、それが重複していたというところがあります。例えば品質保証関係ですと、我々のほうで安全管理審査でそれを見たり、片や、先ほど話しました保安検査のほうで見たり、そういった形で検査の重複がありましたし、基本的に我々はチェックリストというのを持ちまして、チェックリストが必ずしも悪いわけではございませんけれども、見るところが限定的になっていたというところがあります。

三つ目にありますが、責任が曖昧であると。我々のやってきました使用前検査、これは我々が合否判定をいたします。片や、事業者検査のほうは事業者のほうで合否判定をするものでございます。どちらが責任を持って原子力の安全を守るのかというところで曖昧な部分があったというところが課題として取り上げられておりました。

ページをめくっていただきまして、3ページ目です。では、その検査制度を見直しいたしましたが、まず大きなポイントとして、こちらに書いてあることが挙げられます。ここはちょっと読ませていただきます。

事業者が原子力施設の安全確保に関して一義的責任を負っていることを明確化した上で、規制機関は、独立した立場で、事業者の全ての安全活動を監視できるようにし、検査は「原子力規制検査」に一体化するということです。先ほどの課題を鑑みまして、まず、原子力安全を守るのは全て事業者の責任であるというふうに明言しております。我々は規制をきちっとつくりまして、事業者の方々がその規制を守っているかどうかというところを監視するということになっております。先ほども話しましたとおり、さまざまな検査がありまして、重複ですとか、そういったものがありました。それを全て我々「原子力規制検査」という名のもとで一本化してございます。

めくっていただきまして、4ページ目です。大前提は先ほど話したとおりですけども、では、実際検査をやるに当たってのポイントをこちらに記載してございます。

まず、私たち検査官は、事業者の全ての保安活動を対象にいたしますというところなんです。先ほども課題のところでお話ししましたけれども、チェックリストを用いまして、部分部分を見ていたというところがあります。これからの、4月からの検査は事業者の行う活動全てを我々は見ることができるということになっております。その上で、ツールとして我々が使っていくのが、先ほどちょっと私、話しましたけど、フリーアクセスですね。中身はどういうものかといいますと、事業者の場所ですとか情報ですとか、そういったところにフリーにアクセスできるというものです。ただし、我々、事業者さんが持っているルールはあると思いますので、そのルールを守った上でアクセスさせていただくということになります。

2ポツ目にありますけれども、リスクインフォームド、パフォーマンスベーストという聞き慣れない言葉が出ています。これは次ページのほうで説明させていただきたいと思います。基本的に検査の精度を上げるためにこういった形のものをとっていくということになります。

3ポツにありますけれども、事業者のあらゆる保安活動を監視しまして、問題を我々のほうで指摘し、事業者の改善活動の促進につなげるというのがポイントとなっております。

では、5ページ目です。先ほど話しましたパフォーマンスベースト、リスクインフォームド、これは何かといいますと、ここに書いてありますけれども、パフォーマンスベーストのほうですけど、これまでの検査は、どちらかというプロセスを確認するというものでございました。決められたルールに従っていますか、あなた方はちゃんとルールを明記しておりますか、というところを確認しておりました。そのルールがきちっとしていればゴ

ールはしっかりしたものになるだろうという形です。ですが、これからの我々の検査は、どちらかというゴールを見に行きます。現場を見に行き、私たちが例えば審査でいろいろと約束したものが現場でしっかりなされているか。彼らの、事業者のルールの中でやると言っていることが実際現場でされているかというところを我々、確認していきます。いわゆるパフォーマンスを見るということです。先ほど話しましたとおり、原子力の安全を守るのは事業者の責任となっております。その守るというゴールに向かって、事業者はあらゆる考え方を使っていいというふうに思っております。例えば、ある物を守るにしても、Aという方法、Bという方法、Cという方法というのがあると思います。その方法は事業者が責任を持って考えていただければいいと。我々はパフォーマンスを見て、結果、よい方向に進んでいけばよいということになります。それがパフォーマンスベストの検査ということになります。

また、リスク情報の活用、リスクインフォームドというふうにあります。これは、我々もこれまで使っていなかったわけではございませんけれども、基本的に我々のリソースも限られていますので、重要なもの、リスクの高いもの、そういったものに注視、注力していきたいというふうに思っております。例えば過去の運転経験、不適合、そういったものもありますし、何か定検で分解点検をするということになれば、何かバックアップのものが必要になります。ですので、そのバックアップの重要性なども加味しながら、我々は現場に行き、そのパフォーマンスを見るということになります。そういったリスク情報を活用していくというのがポイントとなります。

めくっていただきまして、6ページ目です。こちら、漫画が描いてありますけれども、発電炉の漫画になっておりまして、検査官の1日の行動を描いているものでございます。今回あまり参考にならない絵ですので、ちょっとここは割愛させていただきます。

7ページ目に行きます。では実際、先ほど、どういうふうに検査制度が変わったかのポイントをお話ししましたが、具体的には検査官は一体何を見るのかというところをお話しいたしますと、まず、先ほども話しましたとおり、パフォーマンスを私たちは見に行きます。ですので、現場に行きまして、その状況を見させていただくというのがメインになると思います。ここにありまして、例えば現場に行きまして、設備の異常や劣化がないのかとか、設計変更に伴う現場工事ですとか、悪天候の襲来による備えですとか対応ですとか、ここに書いているのは事業者の活動です。私たちは、その事業者がやる、例えば悪天候が、台風が来ます、そのときに恐らくクレーンが立ててあれば、そのクレーンを倒し

て倒れないようにするのですとか、そういった活動がしっかりなされているかという、その活動を見に行きます。

めくっていただきまして、8ページ目です。先ほどの続きで、検査官は何を見るというところですけども、例えば新しい作業が、その手順が入りましたというのであれば、それがしっかり現場でなされているかどうかですとか、不適合に対応した作業手順の変更ですとか、あとは、よく言われるCAP、Collective Action Plan、そういったところも確認しまして、それらが適切に実効的にされているかというところを我々は確認しに行くということになります。

めくっていただきまして、9ページ目です。私たち、実際、事業者の活動を見に行きまして、恐らくそこで何かいつもとは違うものに気づきます。それを私たちは検査気付き事項というふうに読んでおりますけれども、その検査気付き事項が果たして原子力安全に係る重要なものなのか否なのかというところを判断し、指摘事項に値するかどうかというところを評価していきます。その一例がここに書いてありますけれども、ここに書いてあるものよりも、例えば非該当の方ですと、何かRIの保管している箱が、入れ物があったとします。今までですと、その箱の管理状況といいますか、管理の手法といいますか、多分、紙面でどういった形で、どういったものを管理しているというところを確認するのが今までの検査だったかと思います。これからはパフォーマンスを見ますので、実際にその管理されている箱を見に行きまして、例えばさびはないかとか、漏えいがないかとか、そういったところを見させていただくといったことになるかと思います。我々のほうでそれが何か気づいて、評価をした上で指摘事項ということになれば、行政の措置が入る場合もございます。それを四半期で報告書にまとめまして、規制庁のホームページで公開するということになっております。

めくっていただきまして、10ページ目になります。こちらのほうは発電炉のほうでして、放射線管理の検査をやっているところの写真になります。イメージですので、説明のほうは割愛させていただきます。

11ページ目です。具体的な流れをお話いたしますと、まず、我々、先ほど一本化したと言いました原子力規制検査を行います。これはまた先ほど言いました、何かを見つけます、検査気付き事項を見つけます。それを評価いたします。どれぐらいの重要度があるものですかというところを評価して、何かあれば、「総合的な評定」と書いてありますけれども、これも発電炉のものですが、あと核燃等の大きなところですけども、総合的に評



定をいたしまして、その施設の弱点などがあれば、その弱点を次年度の検査にフィードバックするという流れになっております。それを通知すると。

あと、これとはまた別に、事業者のパフォーマンスを見るものとは別な、例えば検査回避があったとか、大きな法令報告が、トラブルがあったとか、そういった場合は、対応措置ということで、また別枠の行政の対応があるということが書いてあります。

めくっていただきまして、12ページ目です。ここが実際、非該当の皆様に関する検査の概要のところですが、基本的に検査の頻度は10年に1回ということです。ただし、何かトラブル、例えば盗まれたとか漏えいしたとか、そういったものがあれば、別途、我々、検査として入る場合がありますことを御認識ください。

検査の時期ですけれども、ここに書いてあるとおり、まずは前年度に連絡をいたします。検査が行われる、その年の6月ぐらいに、恐らく6月ぐらいになると思うんですけども、規制庁のホームページでどこどこ、どこどこ、どこどこ検査を行うところの事業者を公開させていただきます。

検査内容は、先ほどちょっと私話しましたけども、使用物の使用状況、私、さっき箱とかという話をしましたけども、とか貯蔵の状況ですとか放射線管理の記録ですとか、そういったものを見させていただきます。

時間としては、大体1～2時間程度というふうに考えております。

先ほども言いましたとおり、四半期の報告書にまとめて、規制委員会のほうに報告したいというふうに思っております。

最後、13ページ目です。総括いたしますと、新しい検査制度ですけれども、先ほどフリーアクセスと言いました。「いつでも」「どこでも」「何にでも」ということでキャッチーな言葉を書いておりますけども、我々規制機関はフリーアクセスを使いながら、基本的には、いつでも、どこでも、何の情報でも、どこの場所でもアクセスできるということになっております。

また、リスク情報を活用いたしまして、重要なところに注視する、注力するというところになります。もし事業者の弱点というものを見つけましたら、そこを評価した上で次年度の検査計画に反映するですとか、そういったところでさらなる監視を強めていくという流れになります。

3ポツにありますとおり、事業者の一義的な責任で原子力の安全を守っていくということになります。我々はそれを監視いたしまして、事業者はより一層改善活動に励むという

形になるというふうに考えております。

矢印が書いていますけれども、事業者もCAP活動を通した、いろんな改善活動をいたしますし、我々のほうも事業者のその弱点となるようなところを監視し、指摘していくところで、双方からその設備の弱点を共通認識することで安全性の向上が図られるものだというふうに認識しております。

以上となります。

○來住（研究炉等審査部門） ありがとうございます。

それでは、続きまして、議事の2点目のほうに進ませていただきたいと思います。

次のテーマでございますけれども、令和2年度における原子力規制検査の運用について、核燃料施設等監視部門の白井上席監視指導官から御説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○白井（核燃料施設等監視部門） 核燃料施設等監視部門の白井でございます。

令和2年度の原子力規制検査として行う政令41条非該当使用者に対する規制検査の方法について、資料2-1、通しのページでいくと16ページというところで説明させていただきます。

今、説明ありましたように、来年、令和2年度からは今まで立入検査で実施していた41条非該当使用者に対する検査についても、原子力規制検査で行うということになってございます。この制度では、10年に1回の割合で実際に検査を行うと。そのために、皆さんには今の時点で、来年度、原子力規制検査を実施する事業者の方をお知らせする必要があるということで考えてございます。

この資料の1番にありますように、来年度の原子力規制検査する際の考え方をまずまとめてございます。拾い読みしてしまうと、1番で、プルトニウムを実際に持っている会社、あるいは非密封で取り扱っているところ、この10年ぐらいの間に調査、あるいは立入検査を受けていないようなところ、あるいは以前の立入検査等で指摘事項なり改善を要求されているような会社を選んで入るということにさせていただいています。今お話しした四つのうちの一つ以上が当てはまるところをまず優先的に令和2年度の検査対象とさせていただくということで考えてございます。

検査対象事業者への連絡でございますが、実は、基本的には来年、立ち入るところは、今年、実は計画していて、今回の新型コロナウイルスの関係で立ち入りができなかった会社がございます。まず、その会社については来年度入らせていただきます。それに加えて、

先ほどの1番の(1)～(4)で挙げたような会社を既を選びまして、実は先週、各事業者の御担当者様には電話で連絡させていただいています。ですから、そこで連絡がなかったところについては、令和2年度の原子力規制検査はないものだという理解でいただいで結構だと思います。

実際の詳細な連絡については、4月に入ってから、こちらから御担当者様にまず電話でいつごろ入りますというようなお話を、日程の調整から始めさせていただいて、事務手続だとか、そういったことの御案内をした上で、都合のいいときに我々が入らせていただくということで考えております。

大きな変更点としては、従前は立入検査でしたので手数料を取ってないんですが、来年からは後ほど説明がございしますが、手数料が発生いたします。それに加えて、品質管理に係る体制にみたいなところもあわせて見てまいりますので、若干、皆さんの負担が増えるんですけれども、基本的には従前とやり方が大きく変わっているわけではございませんので、あまり身構えずに、普段の日常の業務態度をお見せいただければと思います。検査時間としては、先ほど説明あったように、ちょっと1時間、2時間では終わらないんですが、かといって3時間を超えるようなことはございませんので、ぜひ快く受け入れていただければと思います。

以上でございます。

○來住（研究炉等審査部門） ありがとうございます。

続きまして、3番目の議事に進ませていただきたいと思います。

三つ目のテーマでございますけれども、核燃料物質の使用等に関する規則、核原料物質の使用に関する規則について、核燃料施設等監視部門の熊谷統括監視指導官、また、関主任監視指導官から御説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 私、核燃料施設等監視部門の熊谷と申します。

ただいまから、この資料3のシリーズについて順次説明させていただきます。資料3のシリーズは1～9まで大部となっております、まず初めに、今回改正した規則の概要と、非該当使用者、また核原料使用者にとって必要なところのポイントを中心に御説明させていただいた後に、実際にそれを現場でどう運用するかという運用例について御説明させていただいて、皆さんの理解向上に資すればというように考えております。

では、まず、資料3-1です。通しページ、17ページ。また、この通しページ、17ページと、あと資料3-5、通しページ、85ページです。これが使用の規則になっております。こ

ちらの規則は、規制委員会で2月5日に決定いたしまして、今週の3月17日の官報で公布させていただきます。その中で非該当使用者、また核原料使用者に直接関係するポイントを説明させていただきます。

資料3-1の上から順番に説明させていただきます。まず、規則本体のほうにも書かれているとおり、設計想定事象という言葉が今回、定義に加われました。こちらは使用等の設計、具体的には、皆様で言うと許可の中で想定している自然現象や火災などを防護する施設、これらについて、後ほど、設計想定事象の保全という言葉につながっていくんですけども、設計で想定している自然現象、また火災等の事象、こういう事象を設計想定事象として想定してくださいというルールが定まりました。これが一つ大きなところですよ。これの具体的に現場で何をやらなければならないかというのは後ほど説明いたします。

二つ目は、使用前検査の実施ということで、こちらは非該当施設や核原料使用者の方には対象外となっておりますが、該当の方にはここが事業者検査として、今までは国が検査をしていたものを、これから事業者責任の検査として行うべき義務が発生しております。これは直接、非該当施設には該当しないものですけど、こういう動きがあるというのを御認識いただければと思います。

続きまして、三つ目が、工事の技術上の基準というのが、これは「廃止」と書いてありますけども、従来、こちらはこれに適合するように許可の内容だとか、その後の運用の中身などを見ていただいたものなんですけども、こちらは規則の中から外に使用の技術基準というのを個別に規定した関係上、この規則からは除いております。つまり、この規則とは別に技術基準規則というものが制定されたものであります。

続きまして、記録ですね、第2条の11。ちょっとこちらは規則本体のほうを御確認いただければと思います。具体的には107ページになります。では、順番に。107ページの2条の11のところに記録、これは非該当使用者さんに保存を求める記録の一覧が書かれているものなんですけども、ここに新たに施設管理という、この施設管理を実施したときの記録を残してくださいというルールを求めています。具体的には108ページ、次のページに施設管理の実施の都度、施設管理の実施状況とか担当者の氏名、また施設管理の方針、施設管理の目標、この言葉もちょっと新しく出てくるものなんですけども、こういうものを定めたときには、次の改定まで残してくださいというルールを定めています。この方針だとか目標につきましては後ほど、ちょっと具体例をもって、どういうものを制定して、どういうものを運用したらいいかというのは、イメージをもって説明させていただきたい

と思います。

あと、もう一つ大きなところが、通しページ、113ページの、これも新しい要求なんですけれども、品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善の状況の記録ということで、ここもこれから非該当の使用の方々にも残していただくべき記録になります。ここも作成又は変更後3年が経過するまでということで、ここの部分、先ほど説明したように、検査の場で、もしそのタイミングが合えば、ここの記録の内容も検査で確認させていただくことになります。

ちょっと17ページに戻っていただきまして、今御説明した部分が新たに記録を保存してもらいたい部分、ものでありまして、内容のところは今御説明した大きく三つのものが書いております。

次に、品質マネジメントシステムというものを新たに導入しております。これは今まで発電炉だとか再処理だとか、大きな施設には導入されていた考え方なんですけども、このタイミング、この平成29年の法改正を踏まえまして、核燃料施設も含めて全施設に品質マネジメントシステムで管理してもらいたいという、そういう規制が入ったものであります。これに対応したルールが規則のほうにも入っております。こちらも後ほど、施設管理のイメージとあわせて、どういうものやっていたかというのを御説明させていただきたいと思います。

続いて、使用施設等の施設管理というところも新たな要求になります。こちら先ほどの保存義務が生じているものでありまして、具体的に施設管理を行う際には、目標を立てて、方針を立てて、それをマネジメントしていただくということが求められております。こちら規則には具体的にこういうものを残してくださいという記載の仕方をしてはいるんですけども、具体的に何をどのようなレベルで書いていいかというのが、なかなかこれまでの説明会でも御意見いただいたところがございますので、こちら一つパワーポイントを今日用意して具体例を御説明させていただきたいと考えております。

その下が設計想定事象に係る使用施設等の保全に関する措置ということで、こちら重複になりますけども、許可において想定している自然現象、火災など、こういうものを守るような施設の保全なり管理をしっかりしてくださいという要求でございます。

最後に、廃止措置計画、これから使用施設が廃止措置になった段階で、廃止措置申請してからそれが終了するまで、まだ期間がございますので、その間に性能、その廃止措置を維持すべく性能を確保してもらおう設備を「性能維持施設」というように位置づけまして、そ

の「性能維持施設」についてどのように管理していただくかという、そういう内容を申請書に記載していただくことになりましたので、ここも新しい追加事項でございます。

以上が使用規則の主な変更点でございます。

一方で、通しの135ページの資料の3-6になりますが、こちらは核原料使用の規則の一部改正の資料を添付させていただいておりますが、こちらは先ほどの非該当使用の規則とはちょっと一段グレードを下げた我々の規制の体系となっております、特に先ほどお伝えしました設計想定事象や施設管理等の要求は、核原料の方には求めておりませんので、主に今回の改正は誤記の修正等にとどまっております。

では、先ほどちょっと申しましたとおり、施設管理や設計想定事象等に関する具体例について、関のほうから説明させていただきます。

○関（核燃料施設等監視部門）では、使用者（令第41条非該当）の皆様におかれましての施設管理の実施例の御紹介をいたします。

資料番号は、資料の3-2になります。通しページですと、18ページになります。こちらなんですけど、具体的な実施例につきましては、皆様、配付資料の76～77ページの保安のための措置ガイドにも記載しておりますので、ぜひそちらのほうも御覧ください。

こちらなんですけど、8月21日、26日に開催しました前回の説明会におきまして、皆様から寄せられた御意見の中に、こちらの使用規則で新たに求める施設管理の具体的な例を示してほしいとの御意見を多くいただきましたことから、今回具体的な例を御紹介いたします。

これは施設管理の構成を示したものです。Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Act：改善とPDCAのサイクルとなっております。赤い小さなPDCAサイクルにおきまして、施設管理の計画、実施、評価、改善を行います。一方、青い大きなPDCAサイクルにおいては、施設管理方針、施設管理目標、それらを反映した施設管理の計画、実施、計画の見直しが必要かどうかの評価、そして、施設管理の目標の達成度の評価、これら評価結果により施設管理方針及び施設管理目標を見直すというサイクルになっています。

施設管理の具体例について御説明いたします。

施設管理方針としましては、使用者である〇〇は、原子力の安全を確保するため、貯蔵施設である〇〇について、核燃料物質の漏洩を防止するための措置を行う。

2、施設管理の目標としましては、使用者である〇〇は、核燃料物質の漏洩が1年につき0件となるよう、必要な措置を実施する。ここでポイントとしまして、後で実施します目

標の達成度の評価が容易となるように、目標はできるだけ定量的であることが望ましいです。ここでは1年につき0件となるようという事で数字にして明確にしております。

3、施設管理実施計画の策定及び実施。ここは、これから御説明します以下の(1)～(8)までをあらかじめ計画として定めておき実施するというものです。

使用規則の第4号のイ～チまでの具体的な例を御紹介いたします。

(1)施設管理実施計画の始期及び期間。2020年4月1日～2021年3月31日まで約1年間としております。

(2)使用施設等の設計及び工事。2020年度には設計及び工事の予定なしと、予定がなければなしとなります。

(3)使用施設等の巡視。1週間に一度、貯蔵施設である〇〇の巡視を行う。

次のページですが、(4)点検、検査等の方法、実施頻度及び時期としまして、点検、検査などの方法としては、例えば外観検査がございまして、ここではドラム缶の表面に異常がないことを見るということです。実施頻度は、3カ月に1回、時期は1年を通して実施するという事を書いております。

(5)工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置としましては、ドラム缶の表面に異常が認められ、核燃料物質の漏洩が懸念された場合には、当該ドラム缶を隔離、覆いを施す等の核燃料物質の汚染の広がりを防止するための措置を講じます。

(6)設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法としましては、使用者である〇〇は、外観検査結果を確認するとともに、過去の実施結果や他の施設での不具合情報を含めて評価を行うことがあります。ポイントとしては、未然防止処置としてこれまでの実績や過去の検査結果の実績から、その劣化の傾向を見る。また、他の施設での不具合情報を含めて評価するということが必要になります。

次に、(7)として、上記(6)評価の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置、つまり改善ですが、上記(6)評価の結果を踏まえ、必要に応じて核燃料物質の漏洩のための処置を実施します。例えば前回の説明会で紹介しましたドラム缶の表面に結露が見られたことから、ドラム缶の下にすのこを敷いて改善した例がございまして。また、必要に応じて検査の方法、実施頻度を見直す。評価が悪ければ検査の実施頻度を増やします。また、評価がよければ検査の実施頻度を減らすといった例がございまして。

(8)施設管理に関する記録としましては、こちらは先ほど熊谷のほうから御紹介しました使用規則の第2条の11第1項第1号ロ及びハに基づく施設管理の記録の計画を記載します。

ここは「3. 施設管理実施計画」に基づく実施状況及び担当者の氏名ですとか、「4. 施設管理の評価」の結果及び担当者の氏名となっています。

4、施設管理の評価ですが、前ページの「設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法」で実施した評価及び施設管理目標の達成度により、施設管理方針、施設管理目標、施設管理の実施に関する計画を、ここ1年ごとに評価するといえますのは、3. (1)の施設管理実施計画の始期及び期間ごとに評価するということで、ここでは1年としております。

次に、5、施設管理の評価結果の反映についてご説明します。ここは改善に相当する部分です。上記前述の「4. 施設管理の評価」の結果を速やかに施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画に反映します。

最後に、6としまして、特別な措置という要求がございます。貯蔵施設が地震、事故等により施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、貯蔵施設の状態に応じて、上記1.～5.について特別な措置を講じる。例えば地震が発生して余震が懸念される場合、「3. (2)使用施設等の設計及び工事」において、ドラム缶の転倒防止の設備を計画する、ですとか、「3. (3)使用施設等の巡視」の頻度を多くするなどがございます。

次に、評価及び評価結果の反映の具体例ですが、例1、今年度の外観検査で異常が見つかったドラム缶の数は前年度と比較して2倍に増えたという場合には、検査の頻度を3カ月に1回から毎月を増やす、現場巡視の頻度を増やす、原因を追及して改善を実施する、などがございます。

例2としまして、今年度の検査結果は、昨年に続き異常なしであったことから検査の頻度を3カ月に1回から半年に1回にする。こちらは検査の頻度を緩くする例となっております。

例3、ドラム缶の製品不具合があるとのメーカー情報により点検の頻度を増やす。こちらは未然防止処置の例となっております。

最後に、PDCAを回すということで、共通点があることから、施設管理と品質管理基準規則の要求事項の違いについて整理して御説明いたします。

施設管理は、最初に御説明しました大きなPDCAサイクルと小さなPDCAサイクルがあり、方針、目標、計画を作成して、実施し、評価、改善を行います。

一方、品質管理基準規則は、大きなPDCAサイクルはなく、問題点の抽出を行い、改善策を立て、計画的に実施します。



施設管理の計画は、いつ、何をするかという点検や検査の計画となっています。

一方、品質管理基準規則の計画は改善策であり、あらかじめスケジュールを立てておくことまでは求めておりません。

施設管理には、品質管理基準規則の基本的な考え方(PDCA)が含まれており施設管理の記録を品質管理基準規則の記録としてすることもできますが、使用規則においては記録の保存期限が異なりますので御注意ください。

施設管理につきましては、施設の解体又は廃棄をした後5年となっております。

品質管理基準規則につきましては、記録の作成又は変更後3年となっております。

以上です。

次に、使用者（令第41条非該当）の皆様におきましての設計想定事象に係る使用施設などの保全に関する措置について御説明いたします。

資料の3-4となっております。通しページですと、78ページとなっております。

次のページ、お願いします。背景。2020年度より施行される「核燃料物質の使用等に関する規則」（使用規則）において新たに「設計想定事象に係る使用施設等の保全に関する措置」を求めますので、その内容を御説明いたします。

「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であって、使用施設等の設計において発生を想定しているものを言います。

自然現象。地震、津波、洪水、風（台風）等。

使用施設等を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における使用施設等の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）。飛来物、ダムの崩壊、近隣工場の火災等。

使用施設等内における火災、化学薬品の漏えいその他の使用施設等の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象。火災、化学薬品の漏えい等。

ということで、設計上発生を想定している事象のことを言います。

次に、設計想定事象に係る保全に関する措置の要求について御説明いたします。

設計想定事象に係る使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画（使用施設等を設置した工場又は事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従って必要な活動を行わせること。

使用施設等を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

消防吏員への通報に関すること

消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。という規則の要求がございまして、少なくとも火災について実施する必要がございまして。

設計想定事象における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期的実施すること。

三、設計想定事象の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備えつけること。

四、前述の一号～三号までに掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。組織的な役割や担当者を決める。

次に、具体的な実施例を紹介しますので、参考になさってください。

火災発生時の対応計画を作成する。対応計画には、以下を記載する。

可燃物の管理としましては、シンナー、金属くずの管理などが挙げられます。

消防吏員への通報としましては、火災発見者が現場から119番通報するなどがあります。

消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関することとしましては、初期消火活動、現場作業員への火災が発生したことのアナウンスによる周知などがあります。

要員への教育訓練の計画としましては、火災発生を想定した訓練を行う。

必要な機材としては、消火器、無線、電話、懐中電灯などを備えつけておく。

必要な体制としては、あらかじめ担当者、役割、緊急連絡網を決めておく。

火災の他、地震や洪水などについても各事業者に応じて、必要に応じて実施してください。

最後に、作業場所や執務室の火災発生時にすぐに見れる場所に「火災発生時の対応計画」を掲示して常日ごろから意識するようにしてください。

以上です。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 以上が規則と規則の具体的な運用を説明したものです。

ちょっとここで一回整理させていただきますと、今まで説明させていただいた規則、これは非該当の規則も核原料の規則も両方変更になりました。非該当の規則のほうで、今回の説明は準備していませんけれども、前回の説明会で御説明しましたQMS文書、あと今しました施設管理、あと設計想定事象、この三つの文書の整備が、非該当の使用者の方には求

められます。一方で、核原料物質の方々には求められません。これが非該当と核原料の違いでございます。

一方で、原子力規制検査については、両方とも10年に1回の頻度で入らせていただきます。

加えて、これから説明させていただく今回の法改正に伴いまして、許可の届出の説明を今からさせていただきますが、これは非該当使用者に必要な手続になりますので、ちょっとこちらについて今から御説明をいたします。

こちらは、資料で言うと、通しの161ページに届出のイメージを添付しているものでございまして、今回、この法改正の中で、なぜこの届出を求めるかという目的をちょっと簡単に説明させていただきます。

これまで原子炉等規制法につきましては、ハード面、ソフト面の観点から規制を課す改正となっております。これは施設そのものが基準どおりにできていれば直ちに実現されていくものではなくて、やっぱりその後の保全、運転等管理、この辺の保安活動も相まって、この安全確保が達成されるという、そういう考えに立っております。これまで我々の、どちらかというと規制の内容というのは、後半の保全、運転のところの品質管理を特に検査で見えていたところなんですけども、許可とか設計の断面の品質保証というのも、やはり先ほど申しましたとおり、相まって達成されていることが必要ですので、今回、許可の段階でも設計の際に、どういう品質保証を実施されるのかというところの要求をかけたいというところで、今回、許可の中に届出をしていただいて、どういう内容を設計の段階で担保するか。QMSの観点で担保するかというものを示していただくものでございます。

こちらの要求事項は、今日、資料につけておりますけども、通しページ、138ページの資料3-7で、こちらは今回新しく制定いたしました品質管理の基準に関する規則というものがございまして、こちら許可の中の審査基準となっております。これは一条～五十四条までの大部な規則になっているんですけども、非該当の方につきましては、これを全部適用するものではなくて、今現状の安全確保の状態に鑑みまして、通しの160ページの五十四条の部分だけを適用させていただくことにしました。

こちらは何が書いてあるかという一項、二項から成り立っております。業務の改善、または上記の記録を作成してください。また、2項がちょっと大事なところなんですけども、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれるものでないものであること。具体的には、いろいろ予算面や工程面、いろいろあるんですけども、やっぱり原子力の安全を優

先してくださいという思いで、この2項の記述を入れております。

こういう背景があって、今、この五十四条の要求をさせていただくに当たって、ここの部分の要求事項を届出という形で求めるものでございます。

では、求める具体的なイメージについては、関のほうから説明させていただきます。

○関（核燃料施設等監視部門） 161ページですね。先ほど、熊谷のほうから御説明させていただきましたように、使用者の令第41条非該当の皆様におかれましては、所有されている核燃料物質の量が極めて少ないことから、マネジメントレビューなどの組織的なPDCAは求めずに、個別業務のPDCAと安全文化のみを求めるということになっております。

次のページ、お願いします。次に、変更届について御説明いたします。法令改正に伴い、御提出いただく書類には、添付書類は不要となっております。本文のみを御提出いただくこととなります。こちらの別紙ですが、こちら本文の記載例、本文に書く品質管理に係る内容の記載例になっております。この文章は、先ほど熊谷のほうから出てきましたが、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」の第五十四条の主語と述語を、実際の業務を行う事業者に合うように変更しているというような内容になっております。

次に、添付書類の例を御説明いたします。こちら添付書類は、変更申請をされる場合に必要になりますので御注意ください。こちら添付書類には、説明書というタイトルになっておりますが、こちらのよう本文、先ほどの届出書につける本文と比べて、より具体的な記載が必要となります。こちらは使用施設の例を示しておりますが、下線の1、2、3につきまして、各事業所様におきましての具体的な内容を記載するような参考例となっております。

次のページとその次のページには、貯蔵施設と廃棄施設の例もございますので、あわせて御確認ください。

以上です。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 最後に補足になりますけども、この提出をしていただく時期につきましては、通しページ169ページにございます、法律の附則というものがございまして、ここの下線を引いた部分に基づいて提出を行っていただければと思います。上段が施行の日、具体的には来月4月1日から起算して三月以内に届けてくださいと。ここは政令の規則を引っ張ったものでありますけど、具体的に下の附則の第五条のところ、使用の許可を受けている者について準用するということで、使用者の方にもここの届出を

求めておりますので、御協力のほうをお願いいたします。

以上、資料3、ちょっと大部になりましたけれども、規則の概要、また、その具体的なイメージ、実際に届けていただく時期等や内容について一連の御説明をさせていただきます。

以上です。

○來住（研究炉等審査部門） ありがとうございます。

それでは、続きまして、四つ目の議題のほうに移らせていただきたいと思います。

四つ目のテーマは、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出の事務手続に関してでございます。こちらにつきましては、研究炉等審査部門の使用担当の加藤係員のほうから御説明させていただきます。

○加藤（研究炉等審査部門） 研究炉等審査部門の使用担当の加藤と申します。

それでは、通し番号で166ページになります資料4-1、先ほど御説明のありました今回の法令改正に伴いまして必要となる届出の事務手続について御説明させていただきます。

背景のほうは、先ほど御説明ありましたとおり、本法令改正におきまして附則のほうでこちらの届出、本来は許可の事項なんですけれど、今回は届出でよいとされておりますので、そちらの附則に基づいて提出していただくものになります。

御説明が重複してはしまうのですが、先ほど御説明させていただきました通し番号161ですね、今回の法令改正に伴います届出につきましては、こちらの資料、通し番号161と162のこの資料本文の許可事項につきまして届出として提出していただくこととなります。先ほども御説明ありましたとおり、こちらの添付書類のほうは、今回は御提出いただく必要はございません。こちらは、その3カ月以降、もし変更許可申請などございましたら、そのときに添付資料として提出していただくものになります。

資料の166に戻っていただきまして、こちらのほう、提出方法になりますが、本説明会で先ほど御説明させていただきました様式のほうを用いて届出を作成していただきまして、令和2年6月30日までに、方法は何でも構いませんが、持参でも郵送でも、いずれかの方法で3の提出先のほうに示しておりますほうに御提出をお願いいたします。

こちら提出先が、原子力規制庁の原子力規制部の研究炉等審査部門の使用班宛てとなっております。こちら郵送の場合はこちらの届出先に郵送していただきまして、直接御持参される場合は、10階になるんですけど、六本木ファーストビルの、そちらのほうまで御持参をお願いいたします。

続きまして、4番の届出様式なんですけれど、こちらはもう既に資料のほうにございますURLのほうに届出の様式を掲載しております。そちらWordファイルで掲載してございますので、そちらを用いて今回の届出を作成していただければと思います。

最後になりますけれども、5ポツの問い合わせ先としまして、こちらに記載しております原子力規制庁の原子力規制部の研究炉等審査部門の使用班まで、もしこちらの事務手続につきまして疑問点などございましたらお問い合わせくださいますよう、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上になります。

○來住（研究炉等審査部門） それでは、最後のテーマ、議事でございますけれども、その他ということで、皆様に2点ほど御説明させていただきたいことがございます。

まず、1点目が検査の手数料に関してでございますけれども、核燃料施設等監視部門の熊谷統括監視指導官から御説明のほうをお願いします。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 先ほど申しましたとおり、来年度から検査手数料が発生します。また、これは10年に1回の頻度で発生するというので、具体的な根拠等について説明させていただきます。

本日は、170ページ～172ページまで、これは原子力規制検査規則の抜粋の手数料が掲載された部分です。

具体的に核燃料使用者、また核原料使用者にいただく金額は172ページの上欄の左側にございますとおり、1回当たり8,400円ということでもありますので、ちょっとこちらの額を御納付方、お願いいたします。

こちらの手数料の考え方なんですけれども、171ページにございますとおり、171ページの上段、この発電炉の、原子炉1基につき568万、ここを基準としまして、それぞれのこれまでの検査の頻度だとか、また、我々が関与している規制の程度、こういうものを踏まえまして金額を定めたものでございます。という定めをしましたので、こちらの額を御納付いただきたいと思います。御協力、よろしく願いいたします。

以上です。

○來住（研究炉等審査部門） それでは、続きまして、2点目でございます。LOFの国内保障措置の検査の実施に係る事務連絡ということでございますけれども、保障措置室の栗林専門職から御説明のほうをお願いします。

○栗林（保障措置室） 保障措置室の査察専門職、栗林でございます。よろしく願いし

ます。

当室保障措置室では、保障措置検査、いわゆる査察を担当しているところでございます。資料5-3、通しページ番号、173ページの資料を御覧ください。平素より原子炉等規制法に基づき保障措置の円滑な実施に御協力いただき、ありがとうございます。

原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき、IAEAから査察実施の通告等があった工場または事業所を対象として、IAEAと同時に保障措置検査、いわゆる査察を実施してきています。

近年、IAEAは、IAEAと同時に行う保障措置検査とは別に我が国が単独で行う保障措置検査の実施を推奨していることから、国内保障措置制度を適切に実施することを目的として、本年2月19日の第64回原子力規制委員会において、令和2年度より我が国単独の保障措置検査を開始することを決定しました。

次のページをお願いいたします。ありがとうございます。この決定につきましては、お配りしました先月21日付の事務連絡文書により御連絡しているところでございますけれども、原子力規制委員会が単独で行う保障措置検査の運用に関する具体的な内容を紹介する説明会の開催を予定しております。現在、説明会の開催時期及び開催の方法については内部で検討しているところでございますので、開催の詳細が決まりましたら、事務連絡文書にて開催の御案内をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

ありがとうございます。

○來住（研究炉等審査部門） 時間が超過してしまいまして申し訳ございません。以上で、予定しておりました議事は全て終了いたしました。

冒頭にも申し上げましたとおりでございますけれども、本日の御説明事項につきましては、問い合わせ窓口のほうを設置いたしまして、皆様からの御質問に対応させていただきたいというふうに考えております。連絡先につきましては、3月10日付で御案内文書としてお送りさせていただきましたところに連絡先のほか、メールアドレスのほうも記載しておりますので、メール、電話、どちらでも構いませんので、御不明な点がありましたら何なりとお申し付けいただければと思います。

それでは、本日の説明会のほう、これで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。失礼いたします。